

官報

号外

昭和四十八年八月二十三日

第七十一回 衆議院會議録 第五十六号

昭和四十八年八月二十三日(木曜日)

議事日程 第五十一号

昭和四十八年八月二十三日

午後二時開議

第一 覚せい剤取締法の二部を改正する法律案
(社会労働委員長提出)

第二 動物の保護及び管理に関する法律案(内閣委員長提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 覚せい剤取締法の二部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

日程第二 動物の保護及び管理に関する法律案(内閣委員長提出)

午後二時三十分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

○議長(前尾繁三郎君) 御報告いたすことがあります。

元本院議長益谷秀次君は、去る八月十八日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

つきましては、議院運営委員会の議を経て特別の弔詞を贈呈することといたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されさきに本院議長の要職につきまたしばしば國務大臣の重任にあたられ議會政治の発展に多大の貢獻をいたされました。從二位勲一等益谷秀次君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます。

議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきおはかりいたします。

永末英一君から、海外旅行のため、八月二十七日から九月八日まで十三日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

日程第一 覚せい剤取締法の二部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。日程第一、覚せい剤取締法の二部を改正する法律案を議題といたします。

覚せい剤取締法の二部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十八年七月十七日

提出者

社会労働委員長 田川 誠一

覚せい剤取締法の二部を改正する法律案

覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の十四」を「第三十条の十七」に改める。

第二条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 この法律で「覚せい剤原料輸入業者」とは、覚せい剤原料を輸入することを業とする者ができ、又は業務のため覚せい剤原料を輸入することができるとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

7 この法律で「覚せい剤原料輸出業者」とは、覚せい剤原料を輸出することを業とすることができるとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第三十条の二各号列記以外の部分中「覚せい剤原料製造業者の指定は」を「覚せい剤原料輸入業者若しくは覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定は業務所又は」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「覚せい剤原料取扱者については、」を「覚せい剤原料取扱者については、薬局開設者、医薬品製造業者、医薬品販売業者その他」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「覚せい剤原料製造業者については、」を「覚せい剤原料製造業者については、医薬品製造業者その他」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 覚せい剤原料輸入業者については、医薬品製造業者、薬事法第二十二條第一項(輸入販売業の許可)の規定により医薬品の輸入販売業の許可を受けている者その他覚せい剤原料を輸入することを業としようとする者又は業務のため覚せい剤原料の輸入を必要とする者

二 覚せい剤原料輸出業者については、薬事法第五條第一項(薬局開設の許可)の規定により薬局開設の許可を受けている者(以下「薬局開設者」という。)、医薬品製造業者、同法第二十六條第一項(医薬品の一般販売業の許可)又は第二十八條第一項(薬種商販売業の許可)の規定により一般販売業又は薬種商販売業の許可を受けている者(以下この条において「医薬品販売業者」という。その他覚せい剤原料を輸出することを業としようとする者

第三十条の三第一項中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に、「覚せい剤原料製造業者について」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者について」に改め、同条第二項中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者」に改める。

一三六六

四号まで)に規定する者へ第三の譲渡に限る」を「十五日以内に、同条第一号から第三号までに規定する者にあつては当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に、その他の者にあつては当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に当該事由が生じた際その者が所有し、又は所持していた覚せい剤原料の品名及び数量を報告しなければならない」に改め、同項第一号中「覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出入業者、覚せい剤原料製入業者、覚せい剤原料製造業者」を、「覚せい剤原料製造業者」と改め、同項第二号中、「医薬品製造業

者、医薬品輸入販売業者又は医薬品販売業者がその業務を「がその薬局」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「第一項の規定」を「第二項又は第三項の規定」に、「同項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「中譲渡及び処分に関する規定は、前項」を「の規定は、第一項に」、「同項」を「前三項」に、「譲渡」、「報告及び譲渡」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第三十条の十五とする。

2 前項の場合において、当該報告をしなければならぬ者は、同項各号に掲げる事由が生じた日から三十日以内に、その所有し、又は所持する覚せい剤原料を第三十条の七第一号から第七

3 前項に規定する者が同項の期間内に当該覚せ

い剤原料を譲り渡すことができなかった場合には、その者は、すみやかに当該職員の立会を求めその指示を受けて当該覚せい剤原料につき廃

棄その他の処分をしなければならない。

第三十条の十二中「第五号まで」を「第七号まで」に、「及び第五号」を「第三号まで」に改め、同条を第三十条の十四とし、同条の前に次の一条を加える。

(廃棄)

第三十条の十三 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第七号までに規定する者は、その所有する覚せい剤原料を廃棄しようとするときは、当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出て当該職員の下に行なわなければならない。

第三十条の十一各号列記以外の部分中「第五号」を「第七号」に、「次条」を「第三十条の十四」に改め、同条第一号中「覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者」を「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造業者」に、「その製造所」を「その業務所若しくは製造所」に改め、同条第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、同条に次の一項を加え、同条を第三十条の十二とする。

2 前項の保管は、かぎをかけた場所において行なわなければならない。

第三十条の十第一号中「第一号から第三号」を「第三号から第五号」に改め、同条第二号中「第六号に規定する者が」を「第八号に規定する者が、その業務のため、」に改め、同条第三号中「薬局開設者」を「薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者」に改め、同条を第三十条の十一とし、同条の前に次の一条を加える。

(譲渡証及び譲受証)

第三十条の十 覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受ける場合(前条第三号及び第四号の場合を除く)には、譲渡人は厚生省令で定める様式により作成した譲渡証に、譲受人は厚生省令で定める様式により作成した譲受証に、それぞれ必要事項を記載し、かつ、印をおして相手方に

交付しなければならない。

2 前項の規定により譲渡証又は譲受証の交付を受けた者は、譲受け又は譲渡の日から二年間、これを保存しなければならない。

第三十一条中「第五号」を「第七号」に改める。

第三十二条第二項中「第三十条の十一」を「第三十条の十二」に、「第五号」を「第七号」に改める。

第三十三条第一項中「指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分」の下に、「第三十条の十三(廃棄)、第三十条の十五第三項(指定失効の際に所有していた覚せい剤原料の処分)を加え、同条第三項中「覚せい剤の処分」を「覚せい剤の処分若しくは第三十条の十三若しくは第三十条の十五第三項の指定による覚せい剤原料の処分」に改める。

第三十四条中「覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者若しくは覚せい剤原料製造業者」に改める。

第三十八条第一項中「左の」を「次の」に、「当該各号に」を「当該各号の申請に対する審査に要する実費を勘案して政令で」に改め、「二千円」、「五百円」、「三百円」、「千円」及び「百円」を削り、第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 覚せい剤原料輸入業者の指定の申請をする者

五 覚せい剤原料輸出業者の指定の申請をする者

第三十八条第二項中「第四号の」を「第四号から第六号までに掲げる者が納める」に、「第七号中覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付を申請する者の」を「第九号中覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付を申請する者が納める」に改める。

第四十一条第一項中「左の」を「次の」に、「五年以下の懲役又は十万円以下の罰金」を「一年以上の

有期懲役」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十一条の五中「前四条」を「前五条」に改め、同条を第四十一条の六とし、第四十一条の二から第四十一条の四までを次のように改める。

一 第十四条第一項(所持の禁止)の規定に違反した者

二 第十七条第一項から第三項まで(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定に違反した者

三 第十九条使用の禁止)の規定に違反した者

四 第二十条第二項又は第三項(他人の診療以外の目的とする施用等の制限又は中毒の緩和若しくは治療のための施用等の制限)の規定に違反した者

五 第三十条の六(輸入及び輸出の制限及び禁止)の規定に違反した者

六 第三十条の八(製造の禁止)の規定に違反した者

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項第二号から第六号まで及び前項(第一項第二号から第六号までに係る部分に限る)の未遂罪は、罰する。

第四十一条の三 次の各号の一に該当する者は、七年以下の懲役に処する。

一 第二十条第一項(管理外覚せい剤の施用等の制限)の規定に違反した者

の施用等の制限)の規定に違反した者

三 第三十条の七(所持の禁止)の規定に違反した者

四 第三十条の九(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定に違反した者

五 第三十条の十一(使用の禁止)の規定に違反した者

2 営利の目的で前項第三号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3 第一項第四号及び第五号並びに前項(第一項第四号及び第五号に係る部分に限る)の未遂罪は、罰する。

第四十一条の四 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項(指定の取消及び業務等の停止)の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

二 第十五条第三項(製造の制限)の規定に違反した者

三 第三十条の三第一項(指定の取消及び業務等の停止)の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第四十一条の五 第四十一条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第二項第五号若しくは第六号(同条第一項第五号又は第六号に係る部分に限る)の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の六 次の二条を加える。

第四十一条の七 情を知つて、第四十一条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第二項第五号若しくは第六号若しくは第二項(同条第一項第五号又は第六号に係る部分に限る)の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役

昭和四十八年八月二十三日 衆議院會議録第五十六号 覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

に処する。
第四十一条の八 第十七条又は第三十条の九(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定により禁止される覚せい剤又は覚せい剤原料の譲渡と譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第四十二条第二項中「左の」を「次の」に、「又は三万円以下の罰金に処する」を「若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同項第十号中「又は」を「若しくは」に、「の規定に違反した者」を「規定又は同条第三項に違反する第三十六條第二項(国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における処分業務の変更)の規定に違反した者」に改め、同項第十七号中「第三十条の十三第一項(指定の失効等の措置義務)」を「第三十条の十五第三項(指定失効等の義務に所し又は所持していた覚せい剤原料の廃棄その他の処分)」に、「同条第二項」を「同条第四項に、「指定の失効の場合の措置義務」を「死亡又は解散の場合における処分業務の転移」に改め、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 第三十条の十七第一項(帳簿の備付け及び記入)の規定による帳簿の備付けをせず、又は帳簿の記入をせず、若しくは虚偽の記入をした者

第四十二条第一項第十六号中「第三十条の十二」を「第三十条の十四」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 第三十条の十五第一項(指定失効等の義務に所し又は所持していた覚せい剤原料の品名及び数量の報告)若しくは第二項(指定失効等の義務に所し又は所持していた覚せい剤原料の譲渡及びその報告)又は同条第四項において準用する第二十四条第四項(死亡又は解散の場合における報告義務の転移)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第四十二条第一項第十五号中「第三十条の十一」

を「第三十条の十二」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 第三十条の十三(廃棄)の規定に違反した者
第四十二条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第三十条の十第一項(譲渡証及び譲受証の交付)の規定に違反して譲渡証若しくは譲受証を交付せず、又はこれに虚偽の記載をした者
第四十二条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第九条(業務の廃止等の届出)又は同条第二項に違反した者

二 第十八条第二項(譲渡証及び譲受証の保存)の規定に違反した者

三 第二十八条第二項(帳簿の保存)の規定に違反した者

四 第三十条の四(業務の廃止等の届出)の規定に違反した者

五 第三十条の十第二項(譲渡証及び譲受証の保存)の規定に違反した者

六 第三十条の十七第二項(帳簿の保存)の規定に違反した者

七 第三十一条(報告の徴収)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第三十二条第一項又は第二項(立入検査、収去及び質問)の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十三条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「三万円」に改め、第一号を削り、同条第二号中「第三十六条第一項の下に(国又は地方公共団体

の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務の変更)」を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号及び第十三号を削る。

第四十四条を次のように改める。
第四十四条 削除
第四十五条中「第四十一条から第四十一条の四まで及び第四十二条」を「第四十一条第二項若しくは第三項、第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四、第四十二条又は第四十二条の二」に改める。

別表第一号ただし書中「薬事法第十二条第一項(製造業の許可)又は第二十二條第一項(輸入販売業の許可)の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の許可を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、」を削り、「五〇%を二〇%に改め、同表第三号ただし書中「薬事法第十二条第一項又は第二十二條第一項の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の許可を受けている者が、その業務のため、製造し、又は輸入した医薬品であつて、」を削り、「五〇%を二〇%に改め、」を削り、「五〇%を二〇%に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行の際、現に、覚せい剤原料を製造することを業とし、若しくは業務のため覚せい剤原料を製造している者又は覚せい剤原料を譲り渡すことを業とし、若しくは業務のため覚せい剤原料を使用している者(改正前の覚せい剤取締法(以下旧法)という)の規定により当該行為をすることができた者に限る。)であつて、

て、この法律の施行後においては、改正後の覚せい剤取締法(以下新法)という)第三十条の二に規定する指定を受けた後でなければ当該行為をすることができないものについては、この法律の施行の日から三十日間は、それぞれ、同条の規定による覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者の指定を受けた者とみなして、新法の規定を適用する。その者がその期間内に当該指定の申請をしている場合において、その期間を経過したときは、その申請について指定をすることがどうかの処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項の規定により覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者の指定を受けた者とみなされた者(同項前段の期間内に覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者の指定の申請をしていない者であつて当該指定を受けたものを除く)については、同項前段の期間が経過した場合(同項後段の場合において、当該期間が経過した後に当該申請に対する拒否の処分があつたときは、その処分があつた場合)に新法第三十条の十五第一項第一号に規定する事由が生じたものとみなし、同条の規定(これに係る罰則の規定を含む)を適用する。

4 この法律の施行の際、現に、旧法第三十条の六第一項第一号又は第二号に規定する覚せい剤原料の輸入の許可を受けている者は、当該許可に係る覚せい剤原料の輸入、所持、譲渡又は譲受けについては、当該輸入の日から六十日間は、新法第三十条の六第一項の規定により覚せい剤原料の輸入の許可を受けた覚せい剤原料輸入業者とみなして、新法の規定を適用する。

5 この法律の施行の際、現に、旧法第三十条の六第二項に規定する覚せい剤原料の輸出の許可を受けている者は、当該許可に係る覚せい剤原料の輸出、所持、譲渡又は譲受けについては、この法律の施行の日から三十日間は、新法第三十条の六第二項に規定する許可を受けた覚せい

刑原料輸出業者とみなして、新法の規定を適用する。

6 新法第三十条の十五の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項各号に掲げる事由に該当する者について適用し、同日前に旧法第三十条の十三第一項各号に掲げる事由に該当した者については、同条の規定の例による。

7 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により旧法第三十条の十三の規定の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四十八号中「覚せい剤製造業者」の下に「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者」を加える。

理由

最近における覚せい剤事犯の動向等にかんがみ、覚せい剤原料の輸入、輸出、製造、販売等の規制を強化するとともに、覚せい剤及び覚せい剤原料に関する違反行為に対する法定刑の引上げ等を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。社会労働委員長田川誠一君。

〔田川誠一君登壇〕

○田川誠一君 たいだいま議題となりました覚せい剤取締法の一部を改正する法律案の趣旨弁明を申し上げます。

本案は、最近における覚せい剤事犯の増加及び悪質化が、保健衛生上及び治安上きわめて憂慮すべき問題を提起している現状にかんがみ、覚せい剤原料に関する指定、制限、取り扱い等に関する規定を整備するとともに、覚せい剤犯罪に対する

罰則を麻薬取締法並みに引き上げることとし、もって覚せい剤犯罪の取り締まりを強力に推進し、その根絶をはかりとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、
第一は、覚せい剤原料の取り扱い及び監督の強化に関する事項であります。

すなわち、覚せい剤原料の輸入業者及び輸出業者の指定に関する制度を新設し、覚せい剤原料の輸入または輸出は、指定を受けた者でなければこれを運搬することができないこととしたしました。また、覚せい剤原料の製造、譲渡等につきましては、薬事法による許可を受けている者について、原則的に覚せい剤原料製造業者または取り扱

い者の指定を必要とするように改めることとしたしました。

さらに、覚せい剤原料の不正使用を防止するため、その譲渡、譲り受け、保管及び廃棄等の手続について、覚せい剤そのものと同様の規制を行なうこととしたしております。

第二は、覚せい剤犯罪に対する罰則を強化することであり、

すなわち、現行の覚せい剤取締法違反の罪に対する最高刑である「一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金」を「無期又は三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金」に引き上げるほか、以下それぞれの違反行為の段階に応じ、罰則を強化することとし、また、覚せい剤及び覚せい剤原料の密輸出入及び密造について、その予備を罰することとし、これに要する資金、建物等の提供及び不正取引の周旋を独立罪として罰することとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 動物の保護及び管理に関する法律案(内閣委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。日程第二、動物の保護及び管理に関する法律案を議題といたします。

動物の保護及び管理に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十八年七月十九日

提出者

内閣委員長 三原 朝雄

動物の保護及び管理に関する法律(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定め動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第二条 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うようになければならない。

(動物愛護週間)

第三条 ひろく国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六

日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

(適正な飼養及び保管)

第四条 動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関するべき基準を定めることができる。

第五条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管についての指導及び助言に関し必要な措置を講ずることができる。

第六条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養を制限する等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

(犬及びねこの引取り)
第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村長(第一項の政令で

昭和四十八年八月二十三日 衆議院會議録第五十六号 動物の保護及び管理に関する法律案

定める市の長を除き、特別区の区長を含む。）に

対し、第一項（前項において準用する場合を含む。以下第六項及び第七項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに關し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 都道府県等は、第一項の引取りに關し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

6 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に關し必要な事項を定めることができる。

7 国は、都道府県等に對し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに關し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第八条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を收容しなければならない。

3 前条第六項の規定は、前項の規定により動物を收容する場合に準用する。

（犬及びねこの繁殖制限）

第九条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与へることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をする

ように努めなければならない。

（動物を殺す場合の方法）

第十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与へない方法によつてしなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に關し必要な事項を定めることができる。

（動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置）

第十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合に、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与へない方法によつてしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つてゐる場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与へない方法によつてその動物を処分しなければならない。

（動物保護審議会）

第十二条 総理府に、附屬機關として、動物保護審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ、動物の保護及び管理に關する重要事項を調査審議する。

3 内閣総理大臣は、第四條第二項若しくは前条第三項の基準の設定又は第七條第六項（第八條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十條第二項の定めをしうとするときは、審議会に諮問しなければならない。これらの基準又は定めを変更し、又は廃止しうとするときも、同様とする。

4 審議会は、動物の保護及び管理に關する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べること

ができる。

5 審議会は、委員十五人以内で組織する。

6 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。ただし、その過半数は、動物に關する専門の学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。

7 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十三条 保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項において「保護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に屬するもの

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（輕犯罪法の一部改正）
輕犯罪法（昭和二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。
第一条第二十一号を次のように改める。
二十一 削除
（總理府設置法の一部改正）
總理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
第六條第十六号の三の次に次の一号を加える。
十六の四 動物の保護及び管理に關する法律（昭和四十八年法律第 号）の施行に關すること。
第十五條第一項の表中中央交通安全対策會議

の項の次に次のように加える。

動物の保護及び管理に關する法律の規定によりその権限に屬せしめられた事項を行なうこと。

（狂犬病予防法の一部改正）
狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。
第五條の二を削る。
（罰則に關する経過措置）
5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
国民の間に動物愛護の氣風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するため動物の虐待の防止、動物の適正な取扱ひその他動物の保護に關する事項を定めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産の侵害を防止するための動物の管理に關する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約二百万円の見込みである。

○議長（前尾繁三郎君） 委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長三原朝雄君。
〔三原朝雄君登壇〕
○三原朝雄君 ただいま議題となりました動物の保護及び管理に關する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容の概要を御説明申し上げます。
動物は古くから人類の生存、福祉及び発展に貢獻してきましたことは御承知のとおりであります。しかるに、わが国では、これら動物に對する取り扱いに適正を欠くため、動物による人身被害

等、人が迷惑をこうむる事件も多く生じているのであります。

従来、これら動物に対する立法措置といしましては、文化財保護法、軽犯罪法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、狂犬病予防法等があり、さらに地方公共団体が各地の実情に応じて制定した飼育大等取締条例等があります。

これらの法令は、それぞれの制定目的等を異にしており、動物の保護及び管理について総合的、統一的な措置を講ずることは困難な実情であります。したがって、動物保護の見地から、また、動物による人の生命等の被害防止の見地から、動物の保護及び管理についての総合的な措置が必要と存するのであります。

欧米等諸外国におきましては、数十年前から動物の保護に関する法律の制定を見ているのであります。文化国家であるわが国といしまして、また、わが国における動物の保護に対する国際的評価を改善する上からも、動物の保護のための法律の制定が急務であると考え、ここに本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、動物の保護に関する基本原則を明らかにして、動物の保護に関する国民の心がまえについての指標を与えることとしております。

第二に、動物愛護週間を設けることとしております。

第三に、動物の所有者等は、動物の保護及び動物による人の生命等の被害防止につとめなければならないものと、地方公共団体は、条例で、動物の飼養及び保管に必要措置を講ずることができるとしてあります。

第四に、都道府県等は、大またはねこの引き取りを求められたときは、これを引き取らなければならないものとし、国は、引き取りに関する費用の一部を補助することができることとしてあります。

第五に、内閣総理大臣は、動物の適正な飼養及び保管等についての基準並びに必要事項を定めることができることとしてあります。

第六に、総理府に動物保護審議会を置き、動物の保護及び管理に関する重要事項を調査審議することとしてあります。

第七に、保護動物を虐待し、または遺棄した者を処罰する規定を設けてあります。

以上が、本法律案の提案の趣旨及びその内容の概要であります。

本法律案は、七月十九日の内閣委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、その際、内閣の意見も聴取いたしました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

午後二時十四分散会

出席閣僚大臣

厚生大臣 齋藤 邦吉君
国務大臣 坪川 信三君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決通知)
一、去る七月二十四日、本院は国会の会期を六十五日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)
一、去る七月二十五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参議第八〇号
昭和四十八年七月二十五日
内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿
私は、きたる七月二十九日(日)十八時三十分

(政府委員退任)
一、去る七日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、第七十一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名

内閣参事官兼内閣総理大臣官房会計課長

内閣審議官

行政管理局長官官房会計課長

科学技術庁長官官房長

科学技術庁振興局長

科学技術庁原子力局長

環境庁長官官房長

環境庁長官官房審議官

環境庁企画調整局長

環境庁自然保護局長

大蔵省理財局次長

厚生大臣官房審議官

同

異動後の官職名

建設省都市局参事官

経済企画庁長官官房参事官

四国管区行政監察局長

退職

科学技術庁原子力局長

退職

環境庁企画調整局長

建設大臣官房付環境事務次官

退職

内閣審議官

社会保険庁医療保険部長

社会保険庁年金保険部長

退職

環境庁長官官房長

異動年月日

昭四八・八・一

同

同

昭四八・七・二五

同

昭四八・七・二七

昭四八・七・二五

昭四八・七・二六

昭四八・七・二七

昭四八・八・一

昭四八・七・二七

同

同

同

昭和四十八年八月二十三日 衆議院會議録第五十六号 朗読を省略した議長の報告

厚生省児童家庭局長	穴山 徳夫	退職	
厚生省看護局長	高木 玄	厚生省社会局長	同
社会保険庁医療保険部長	江間 時彦	環境庁自然保護局長	同
社会保険庁年金保険部長	八木 哲夫	厚生省看護局長	同
通商産業大臣官房長	和田 敏信	通商産業省通商政策局長	昭四八・七・二五
通商産業大臣官房参事官	邊野 滋	通商産業省貿易局長	同
通商産業大臣官房会計課長	岸田 文武	資源エネルギー庁公益事業部長	同
通商産業省通商局長	小松 勇五郎	通商産業省産業政策局長	同
通商産業省貿易振興局長	増田 実	通商産業大臣官房長	同
通商産業省企業局長	山下 英明	通商産業事務次官	同
通商産業省企業局次長	橋本 利一	通商産業省生活産業局長	同
通商産業省企業局参事官	三枝 英夫	特許庁総務部長	昭四八・七・二五
通商産業省公害保安局長	林 信太郎	通商産業省立地公害局長	同
通商産業省公害保安局参事官	田中 芳秋	東京通商産業局長	同
通商産業省重工業局長	山形 栄治	資源エネルギー庁長官	同
通商産業省化学工業局長	齋藤 太一	通商産業省機械情報産業局長	同
通商産業省繊維雑貨局長	齋藤 英雄	特許庁長官	同
通商産業省鉱山石炭局長	外山 弘	中小企業庁長官	同
通商産業省鉱山石炭局石炭部長	佐伯 博蔵	資源エネルギー庁石炭部長	同
通商産業省公益事業局長	井上 保	退職	同
工業技術院長	太田 暢人	同	同
特許庁長官	三宅 幸夫	同	同
中小企業庁長官	莊 清	同	同
中小企業庁次長	森口 八郎	通商産業審議官	同
中小企業庁計画部長	原山 義史	中小企業庁次長	同

中小企業庁指導部長	生田 豊朗	科学技術庁原子力局次長	同
労働大臣官房長	藤縄 正勝	公共企業体等労働委員会事務局長	昭四八・七・二七
労働大臣官房会計課長	大坪 健一郎	労働省労働基準局賃金福祉部長	同
労働省労働基準局安全衛生部長	北川 俊夫	労働大臣官房長	同
労働省職業安定局長	道正 邦彦	労働省労働局長	同
労働省職業安定局審議官	中原 晃	労働大臣官房審議官	同
労働省職業安定局失業対策部長	桑原 敏一	労働大臣官房付	同
労働省職業訓練局長	遠藤 政夫	労働省職業安定局長	同
建設大臣官房長	大津留 温	建設事務次官	昭四八・八・一
建設省計画局長	高橋 弘篤	建設大臣官房長	同
建設省都市局参事官	大塩 洋一郎	建設省計画局長	同
自治大臣官房長	松浦 功	自治省財政局長	同
自治省行政局選挙部長	山本 悟	自治大臣官房長	同
自治省財政局長	鎌田 要人	消防庁長官	同
消防庁長官	宮澤 弘	自治事務次官	同

一、去る十五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、七日付をもって外務省アジア局長吉田健三は特命全權大使に、外務省条約局長高島益郎は外務省アジア局長に、外務省国際連合局長影井権夫は外務大臣官房審議官に、外務省情報文化局長和田力は特命全權大使にそれぞれ任命され、また運輸省港湾局長岡部保は同日付をもって、環境庁大気保全局長山形操は十四日付をもってそれぞれ退職したので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十六日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官	小幡 琢也
科学技術庁長官官房長	牟田口道夫
科学技術庁振興局長	大坂 保男
科学技術庁原子力局長	田宮 茂文
環境庁長官官房長	信澤 清
環境庁長官官房審議官	橋本 道夫
環境庁企画調整局長	城戸 謙次
環境庁自然保護局長	江間 時彦
環境庁大気保全局長	春日 斉
外務省アジア局長	高島 益郎
外務省条約局長	松永 信雄

外務省国際連合局長 鈴木 文彦
 外務省情報文化局長 黒田 瑞夫
 大蔵省理財局長 井上 幸夫
 厚生大臣官房審議官 三浦 英夫
 同 石野 清治
 厚生省環境衛生局長 石丸 隆治
 厚生省医務局長 宮嶋 剛
 厚生省社会局長 高木 玄
 厚生省児童家庭局長 翁 久次郎
 厚生省援護局長 八木 哲夫
 社会保険庁医療保険部長 柳瀬 幸吉
 社会保険庁年金保険部長 出原 孝夫
 通商産業大臣官房長 増田 実
 工業技術院長 松本 敬信
 特許庁長官 齋藤 英雄
 中小企業庁長官 外山 弘
 中小企業庁次長 原山 義史
 中小企業庁計画部長 小山 実
 中小企業庁指導部長 栗林 隆一
 運輸省港湾局長 竹内 良夫
 労働大臣官房長 北川 俊夫
 労働省労務局長 道正 邦彦
 労働省労働基準局安全衛生部長 中西 正雄
 労働省職業安定局長 遠藤 政夫
 労働省職業安定局審議官 岩崎 隆造
 労働省職業安定局失業対策部長 佐藤 嘉一
 労働省職業訓練局長 久野木行美

建設大臣官房長 高橋 弘篤
 建設省計画局長 大塩洋一郎
 建設省都市局参事官 國塚 武平
 自治大臣官房長 山本 悟
 自治省行政局選挙部長 土屋 佳照
 自治省財政局長 松浦 功
 消防庁長官 鎌田 要人
 一、去る二十一日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した。
 通商産業審議官 森口 八郎
 通商産業省通商政策局長 和田 敏信
 通商産業省貿易局長 濃野 滋
 通商産業省産業政策局長 小松勇五郎
 通商産業省立地公害局長 林 信太郎
 通商産業省基礎産業局長 飯塚 史郎
 通商産業省機械情報産業局長 齋藤 太一
 通商産業省生活産業局長 橋本 利一
 資源エネルギー庁長官 山形 栄治
 資源エネルギー庁次長 北村 昌敏
 資源エネルギー庁石油部長 熊谷 善二
 資源エネルギー庁石炭部長 佐伯 博蔵
 資源エネルギー庁公益事業部長 岸田 文武
 (政府委員任命)
 一、去る十八日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、十六日議長において承認した小幡琢也外四十四名を十八日第七十一回国会政府委員に任

命した旨の通知を受領した。
 一、去る二十一日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、二十一日議長において承認した森口八郎外十二名を同日第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
 (報告書受領)
 一、去る七月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。
 昭和四十七年度第四・四半期(出納整理期間を含みます。)における予算使用の状況
 一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。
 昭和四十七年度第四・四半期における国庫の状況
 (条約送付及び通知)
 一、去る九日、憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となった次の条約を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
 (勧告書受領)
 一、去る九日、人事院総裁佐藤達夫君から、国家公務員法第二十八条及び一般職の職員給与に関する法律第二条の規定に基づく一般職の職員の給与についての報告並びにその改定についての勧告を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
 一、去る七月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 文教委員
 辞任 高見 三郎君 補欠 野田 毅君
 社会労働委員
 辞任 小林 正巳君 補欠 高見 三郎君
 高見 三郎君 小林 正巳君
 一、去る七月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 内閣委員
 辞任 赤城 宗徳君 補欠 林 大幹君
 丹羽喬四郎君 村岡 兼造君
 村岡 兼造君 羽生田 進君
 羽生田 進君 丹羽喬四郎君
 林 大幹君 赤城 宗徳君
 大蔵委員
 辞任 木野 晴夫君 補欠 丹羽喬四郎君
 塩谷 一夫君 赤城 宗徳君
 赤城 宗徳君 塩谷 一夫君
 丹羽喬四郎君 木野 晴夫君

昭和四十八年八月二十三日 衆議院會議録第五十六号 朗読を省略した議長の報告

一、去る七月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

赤城 宗徳君

片岡 清一君

近藤 鉄雄君

小沢 一郎君

吉永 治市君

渡辺 紘三君

小沢 一郎君

近藤 鉄雄君

片岡 清一君

赤城 宗徳君

渡辺 紘三君

吉永 治市君

外務委員

辞任

補欠

小林 正巳君

西村 英一君

西村 英一君

小林 正巳君

大蔵委員

辞任

補欠

塩谷 一夫君

赤城 宗徳君

赤城 宗徳君

塩谷 一夫君

運輸委員

辞任

補欠

西村 英一君

瓦 力君

宮崎 茂一君

森下 元晴君

瓦 力君

西村 英一君

森下 元晴君

宮崎 茂一君

決算委員

辞任

補欠

中村 弘海君

宮崎 茂一君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

補欠

高見 三郎君

野田 毅君

三塚 博君

加藤 紘一君

商工委員

辞任

補欠

増岡 博之君

保岡 興治君

建設委員

辞任

補欠

石井 一君

國場 幸昌君

渡辺 武三君

池田 禎治君

池田 禎治君

渡辺 武三君

予算委員

辞任

補欠

地崎宇三郎君

高見 三郎君

決算委員

辞任

補欠

池田 禎治君

渡辺 武三君

渡辺 武三君

池田 禎治君

(衆議院通知)

一、去る九日、次の条約は憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となった旨参議院に通知した。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を

改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(返付議案受領)

一、去る九日、参議院から返付された次の条約を受領した。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(答弁書受領)

一、去る七月二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

地代家賃統制令に関する再質問主意書

一 私我先に提出した地代家賃統制令に関する質問主意書に対する答弁書によれば、昭和四十六年の統制改正については、「大都市の平均的な宅地の昭和四十六年度における固定資産評価額及び固定資産税課税標準額を三・三平方メートルあたり六一・二〇〇円及び一八・九〇〇円、昭和四十八年度の土地の評価替えによる評価額の増加率を一・七倍、各年度の課税標準額の増加率を一・三倍と見込んで改正後の統制対象の地代・家賃の額の試算を行った。同試算によれば、三・三平方メートルあたり昭和四十六年度における地代一一・四円、家賃三三八円、昭和四十八年度における地代一八・八円、家賃四五三円である。以上の結果、昭和四十六年度の改正後の統制額は、家賃において統制対象外家賃の約二〇%、地代においては、統制対象外地代の約八〇%に留まるものと見込まれた。」としている。

右にいう大都市の平均的な宅地の評価については、どのような場所を、どのような方法で抽出したものが明らかでなく、大都市である東京都の比較的借地の多い地域を抽出調査したものとは到底考えられない。

例えば

(1) 東京都江東区東陽三丁目五番十一号、N不動産会社所有の宅地四四一・〇九㎡(一三四坪)の昭和四十八年地代は、

領した。

衆議院議員渡辺武三君提出地代家賃統制令に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員赤松勇君提出朝鮮の統一に関する再質問に対する答弁書

地代家賃統制令に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年七月十九日

提出者 渡辺 武三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

$$9,926,105 \times \frac{50}{1000} = 496,305.25 \text{ (地代)}$$

$$9,926,105 \times \frac{14}{1000} = 138,965.47 \text{ (固定資産税)}$$

$$34,344,880 \times \frac{2}{10000} = 6,868.976 \text{ (都市計画税)}$$

$$496,305.25 + 138,965.47 + 6,868.976 = 642,139.696 \text{ (1カ月1坪地代)}$$

(2) 東京都台東区千束二丁目三十二番五号、T所有の土地について、右同様の方法で計算すると、一カ月の地代は、一、二九五円強となる。

これは、同地の近隣価格と比較し、統制対象外物件の二倍以上の地代となつてゐる。

(前(1)の近隣地代は二〇〇〜三〇〇円であり(2)でも二〇〇〜三〇〇円である)

二 また、前記答弁は、「告示改正は、建設大臣が、地代・家賃の実態、統制令の実施状況等を調査検討し、改正の影響、当事者の利害をも考慮して原案を作成し、経済企画庁長官と協議のうえ、物価対策閣僚協議会の議を経て決定したものである。」「前述のように、昭和四十六年の告示改正は、統制額が公正でない」と認められるに至つたため行つたものであり、その統制額も、賃料の急激な上昇と借主の過重な負担を避けるよう配慮して決定されたものである。従つて、改正後の統制額は公正であり、告示改正が地代家賃統制令の趣旨に反した越権行為であるとはいえない。」としてゐる。

しかし、右のような実態を見るならば説明するまでもなくこの改正が、公正なものでなく著しく社会通念を無視した無謀なものであり、土地所有者の一方的利益のみを考慮してなされたものであることは余りにも明白である。そればかりでなく、このような不合理な値上げが許容された結果、この計算例による地代計算が、他の統制令適用外の土地の地代値上げの口実にされ、深刻な混乱を生ぜしめてゐる。

本来、右改正は、土地の価格(課税標準額)であるが、この額は毎年引き上げられ時価に近づきつゝある。の五割を地代として算出したものであり、この方法自体極めて問題である。借地の場合の土地所有者の受益割合は、二〇〜三〇%と言われているから、その土地を投資額とみた場合、利益率を年五%とすれば、所有者の受益額に五%を乗ずるのが妥当な額と言ふべきであらう。それを借地権を含めた土地価格に、いきなり五%を乗じたところに、根本的な問題があると言わなければならない。

昭和四十八年八月二十三日 衆議院会議録第五十六号 朗読を省略した議長長の報告

三 地代の大幅な値上がりは、右の統制令によるものであるが同時に看過し得ないのは、固定資産税、都市計画税の値上がりである。これは、課税標準額、同評価額の大値上げに基因するが、それとともに税率にもある。これら税金が、純粋地代に計算される結果、一層借地人の負担を増加させていることになつてゐる。また、公租、公課の値上がりも地代値上げの口実とされていることは周知の事実である。

以上のような事情を考慮して、次の質問をする。

四 (一) 統制令によつて算出された地代の額は大都市において極めて高額不当なものであるので、速やかにこれを改正し、改正前の状態に復するか、計算例を半額(課税標準額の千分の二十五)とするよう、改正すべきであると思ふが、その意向はないか。

(二) 地代家賃統制令の大都市における適用状況と、それによる地代家賃の実態を早急に調査のうえ、これを国民の前に明らかにし、統制令の改正に着手する意図はないか。

(三) 固定資産税、都市計画税を二〇坪以下の借地人に貸与してゐる地主については、免除あるいは減額すべきであると思ふが、その意図はないか。

誠意のある回答をたまわりたい。
右質問する。

昭和四十八年七月二十七日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員渡辺武三君提出地代家賃統制令に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡辺武三君提出地代家賃統制令に関する再質問に対する答弁書

(一) について

地代家賃統制令による地代の額は、土地の価格としていわれる時価より低い水準にある固定資産税の課税標準額をとり、これに年五%を乗じて得た額に公租公課の額を加えて算定することとされており、しかも、これら統制対象の土地については、一般に行われているような権利金、更新料等の授受が禁止されていることを考えあわせると、その額は、一般に比較してむしろ実質的には低い

昭和四十八年八月二十三日 衆議院會議録第五十六号 朗読を省略した議長の報告

のと考えられる。

したがつて、現時点においては、告示を改正する考えはない。

(二)について

地代家賃統制令の改正については、今後とも引き続き統制令の適用状況及び地代・家賃の実態等に関する調査を行い、その動向を見きわめたい。検討してまいりたい。

(三)について

固定資産税は、固定資産の所有者に対し、その資産の価格に応じて税負担を求めることとされているものであり、借地にかかる一定規模以下の土地についてのみ、一律に固定資産税及び都市計画税を免除し、又は軽減することは、貸し付けている土地と自ら使用する土地との間の税負担に不均衡を生ずることとなるので適当でないと考える。

なお、住宅用地の固定資産税については、昭和四十八年度の税制改正において、住宅対策の見地からその税負担を軽減する趣旨で、課税標準額をその価格の二分の一の額とするともに、昭和四十八年度及び昭和四十九年度の両年度は原則として従来の負担調整措置を継続することとした。このように、住宅用地の固定資産税については、今回の改正においても十分配慮を加えたところであるが、更に一定規模以下の住宅用地の固定資産税の軽減については、税制調査会等の審議を経て今後慎重に検討してまいりたい。

右答弁する。

朝鮮の統一に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年七月二十一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

提出者 赤松 勇

朝鮮の統一に関する再質問主意書

七月七日付質問主意書に対する答弁書は、質問の内容が朝鮮統一の問題のみならず、アジアの平和に貢献する重要な問題を取り扱っているにもかかわらず質問の核心に触れていないのは遺憾である。よつて、次の数項目に関し、重ねて政府の明確なる見解を伺いたい。

(一) 朝鮮統一問題

一の(2) 対朝鮮政策の基調に関して

朝鮮統一の問題は、朝鮮民族が自ら決定すべき問題であるという政府の民族自決の見解は当然である。かかる見解に立つて今後日本政府は、終始朝鮮民族の悲願である統一の実現のため、それにふさわしい国際環境をつくるよう努力すべきであると思ふがどうか。

国連においても日本政府自らそのイニシアティブをとるかどうかが明らかにされたい。

一の(3)イ 対朝鮮政策基調の転換に関して

日本政府は植民地支配の過去を有する国として、朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化につとめることを厳粛な課題として受けとめる責務があるばかりでなく、第二次大戦後生み出した国際的虚構体制に立脚した外交姿勢を転換し、朝鮮南北を対等に扱う方向に外交姿勢を是正することが必要であると思ふがどうか。

また、そのことがアジアの平和と緊張緩和に大きく寄与するとともに、朝鮮の平和的統一の機運に好影響を与えるものである。この点についての政府の認識を問いたい。

一の(3)ロ 政府の消極的外交姿勢に関して

朝鮮民主主義人民共和国の国際的地位は、世界保健機関(WHO)加盟の実現にみられることく、日増しに高まり、そうした立場にある国と国交正常化をはかることは、当然なことであり、地理的に隣接する国としての責務でもある。

それにもかかわらず日本政府は、なぜ国交正常化に対し消極的態度を保持しているのか、説得力のある理由を示されたい。

一の(3)ハ 朝鮮南北に対する差別政策に関して

例えば、日本政府が推し進めている日韓経済協力に対し、これを受け入れている朝鮮南部の住民の中から「日本の経済侵略」への懸念が表明されているのみならず、朝鮮民主主義人民共和国もこれに対し、「朝鮮南部の侵略により南北統一を阻害しようとする策動である。」と非難している。

かかる朝鮮南北の声に対し、日本政府としては深く反省すべきであり、単に朝鮮民主主義人民共和国を敵視していない旨の答弁だけでは了承し得ない。

よつて、これに関し、明確な答弁を求める。

一の(5) 朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化に関して

去る六月十三日の外務委員会において政府は、「日韓基本関係条約第三条は将来日本と朝鮮北部との間において何らかの法的関係を設定することについて障害にならない。」との見解を示し、朝鮮南北とそれぞれ同時に法的関係をもつことは可能であることを表明している。

したがつて、南北統一への阻害要因とならぬ立場から朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化に踏み切つても時期尚早ではないと考える。政府は私に対する答弁でそれは時期尚早であると答えているが、この点に関しその理由を明示されたい。

(二) 国連における朝鮮問題

二の(2) 国連朝鮮統一復興委員会に関して

国連朝鮮統一復興委員会(UNCURK)が設置されて以来二十余年を経過し、特にここ一年の朝鮮南北をめぐる情勢が激変した今日、国連朝鮮統一復興委員会の存在理由が失われたと判断せざるを得ない。その存廃について政府はいかなる見解を有しているか明らかにされたい。

二の(3) 国連軍の全面的撤退に関して

政府が私に対する答弁において明らかにしたように朝鮮問題は朝鮮人民の自決にゆだねられるべき問題であり、かつ、そのことが国連憲章の精神にも合致するものと思料する。

しかるに、国連軍の名の下に朝鮮南部に米軍が依然として駐留していることは不当である。

よつて、この問題が今秋の国連総会の議題となつた際、朝鮮南部に駐留する国連軍の全面的撤退を求めるべきであると思ふがどうか。

政府の明確な見解をききたい。

右質問する。

昭和四十八年七月二十七日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員赤松勇君提出朝鮮の統一に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤松勇君提出朝鮮の統一に関する再質問に対する答弁書

(一)の(2)について

政府としては、これまで再三明らかにしてきたとおり、民族の悲願である統一の実現を目指して行われている現在の南北対話を阻害してはならないというのが基本的立場である。このような観点から政府としては、南北間の対話の基礎となつている現在のバランスを急激に崩す虞のあるような措置をとることを慎むことこそ、南北対話進展のためにふさわしい国際環境を作つていくゆえんであると考えており、このような立場に立つて今後とも朝鮮半島政策を推進する方針である。

なお、今秋の国連総会における朝鮮問題の審議に際しても上述のような基本的立場を踏まえて対処したいと考えている。

(二)の(3)について

1 南北両朝鮮を対等に扱うべきか否かは、我が国の対外関係全般、南北対話への影響等諸般の要素を総合して判断すべきである。この意味で、我が国としてはあくまでも韓国との友好協力関係の

昭和四十八年八月二十三日 衆議院會議録第五十六号 朗読を省略した議長長の報告

一三七八

維持発展が第一であり、現状においては北朝鮮との関係はおのずから限られた範囲のものたらしめるをえないと考える。

2 御質問の後段の点については「アジアの平和と緊張緩和」及び「朝鮮半島の平和的統一」ということには南北両朝鮮の態度、両者間の関係、南北両朝鮮と諸外国との関係等様々な要素が関連しており、我が国が南北を対象に扱う方針を打ち出せばそれ自体アジアの平和と緊張緩和に寄与し、また朝鮮半島の平和的統一の機運に好影響を与えるとは限らないと考える。

(一)の(3)ロについて

政府としては、既に答弁書をもつてお答えしたとおり、現在の段階で北朝鮮承認を考慮するのは時期尚早であると考えているが、その理由を敷衍すれば次のとおりである。

1 現在行われている南北対話は、南北間で保たれている微妙なバランスのうえに成り立っており、この南北対話が今後とも続けられ、実質的な成果をあげるためには、何よりもこのバランスに配慮する必要がある。我が国としては、この現在あるバランス関係に急激な変化を与えるような措置をとることは極力慎しむべきであり、南北間の自主的な話し合いの帰趨をあくまで尊重していくべきである。

2 前記1に関連して、我が国としては、ソ連、中国等の社会主義諸国の韓国に対する態度も考慮する必要がある。現在のところソ連、中国等社会主義諸国は韓国承認に向けて何らの動きも示していない。かかる点も我が国の北朝鮮との間の外交関係樹立について考慮せねばならないところである。

3 去る六月二十三日、韓国及び北朝鮮はそれぞれ統一及び国連加盟に関する提案を行つたが、南

北の平和的共存、国連同時加盟を骨子とする韓国側提案と、国連同時加盟に反対し連邦国家をつくり単一国号で国連に加盟すべきだとする北朝鮮側提案との間にはかなりの立場の隔たりがあり、政府としては今後の事態の発展を更に見極める必要がある。

特に、北朝鮮はW H Oのような既に韓国が加盟している国際機関に併行加盟し、また既に韓国と外交関係を有する国と外交関係を設定する等、事実上「二つの朝鮮」を作り出しつつある面もあり、これと今回の提案とを対比するとその真意が必ずしも明確でないので、これをよく見極める必要がある。

(一)の(3)ハについて

政府は、韓国が長期的に均衡のとれた健全な経済発展をとげ、真の繁栄と民生の安定がもたらされるのが最も重要であるとの基本的認識の下に対韓経済協力を進めており、これを「日本の経済侵略」とするのは当たらない。

このような対韓経済協力は、もとより南北統一を阻害するものとは考えられず、韓国の繁栄と民生の安定に協力することが北朝鮮を敵視するものであるとの考え方は政府として理解し難いところである。

(一)の(5)について

(一)の(3)ロでお答えしたとおりである。

(一)の(2)及び(3)について

政府は今秋の国連総会において朝鮮問題は審議されることになるものと予想しているが、国連総会の開催は二カ月先のことであり、国連における本件をめぐる情勢も十分に固まっていないので、

政府としては情勢の進展を見守りつつ、関係国と協議し、検討を重ねた上で、本問題に臨む具体的対処方針を固めてゆくこととしたい。

なお、UNCURKと国連軍の取扱いに関する政府の基本方針は、先般の質問主意書に対する答弁書の二の(2)及び(3)で述べたとおりである。

右答弁する。

昭和四十八年八月二十三日 衆議院會議録第五十六号

一三八〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円 (送料別)
発行所 東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号 一〇七 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二一(大)